

## 【5月27日更新】新型コロナウイルス関連情報（第42報）

- DCは5月29日（金）に外出禁止令を解除し、フェーズ1に移行します。
- MD州では5月29日（金）から再開可能な活動が追加されます。
- VA州の北部バージニア、アコマック郡、リッチモンド市は5月29日（金）からフェーズ1に移行します。

1. 本日（5月27日）17時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：8,406名（死亡445名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：48,423名（死亡2,270名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：40,249名（死亡1,281名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html#4](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4)

2. 連邦・各州政府の措置等

（1）連邦政府

本日、米市民権・移民局（USCIS）は、同局のオフィスを6月4日以降に一部再開し、感染リスク低減のため来訪者数を抑制しつつ、緊急案件以外の手続きについても取り扱いを開始する旨発表しました。

◎詳しくはこちら（同局HP）

<https://www.uscis.gov/news/alerts/uscis-preparing-resume-public-services-june-4>

◎オフィスの再開状況は、今後こちらに反映されるとのことです。

<https://www.uscis.gov/about-us/uscis-office-closings>

（2）ワシントンDC

本日、パウザーDC市長等の記者会見が行われたところ、主な内容は以下のとおりです。

・5月29日に外出禁止令を解除し再開フェーズ1に移行する。COVID-19は引き続き我々の地域、全米に存在しており、非常事態宣言・公衆衛生上の緊急事態宣言は継続。10人以上の集会は引き続き禁止。フェーズ1への移行はさらに多くの人々が感染するという点を強調したい（会見資料6枚目）。

・フェーズ1に移行するにあたり、全ての人々が責任を持って行動（マスク着用、社会的距離、頻繁な手洗い）しなければならない（7枚目）。

・小売店：非基幹的な小売ビジネスは、カーブサイド・フロントドアのピックアップまたはデリバリーで営業可能。顧客が店内に入るとは禁止（8枚目）。

・理髪店と美容院：予約限定、6フィート確保のもと営業可能。店内での待機は禁止。Waxing, Electrolysis, Threading, Nail Careは引き続き禁止（9枚目）。

・レストラン：テイクアウト、デリバリー、グラブアンドゴーに加え、屋外席を利用可能。顧客は屋外席で着席した上で注文。全てのテーブルは少なくとも6フィート間隔。一つのテーブルに6人まで着席可（会見資料10枚目）。現在、屋外席利用の許可がないレストランもあるが、レストラン・小売店・レクリエーション用に歩道を拡大する方向で調整している。

・公園・レクリエーション：DC政府管轄の公園、ドッグパーク、ゴルフコース、テニスコート、陸上競技場

は利用可能。プレイグラウンド、公共プール、レクリエーションセンター、その他屋内施設は引き続き閉鎖。バスケットボール・フットボール・サッカーは引き続き禁止（11 枚目）。

・市長の特別 TF グループは、地区交通局と協力して、歩道・道路・路地、またはその一部を含む公共スペースを特定し、特定の日及び時間帯に車両通行を禁止して、歩行者の拡大を可能にする予定（12 枚目）。

・待機的手術：フェーズ 1 の間、医療提供者は、病院の収容能力や COVID-19 関連リソースに過度の負担をかけない外来またはその他の外科処置の提供または再開を継続する場合がある。詳細は、HP 参照（13 枚目）。

・Stay at Home Order は解除されるが、これは「Stay at Home Light」の状況であり、再開される一部活動も最低限のものである。市民は引き続き責任ある行動を取ることを奨励する（質疑応答にて言及）。

・マスク着用義務措置に変更はない。フェーズ 1 の間は、政府だけでなく全ての労働者がテレワークを継続することを奨励する（質疑応答にて言及）。

（注）上述の諸点は本日新たに発令された市長令に基づきます（罰則あり）。なお、この市長令の有効期間は以下のとおりとされています。

・本令は、5月29日（金）午前0時1分から、緊急事態が解除または延長される日まで有効であり続けるが、遅くとも理事会によって承認された7月24日まで、または後続の市長令によって、本令が取り消し、置き換え、または修正されるまで（市長令 XII）。

◎詳しくはこちら（会見資料）

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/attachments/Situational-Update-Presentation\\_052720.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Situational-Update-Presentation_052720.pdf)

◎フェーズ 1 の詳細（市長令、分野別詳細ガイダンス）

<https://coronavirus.dc.gov/phaseone>

### （3）メリーランド州

ア 本日、ホーガン知事の記者会見が行われたところ、主な内容は以下のとおりです。

・5月29日午後5時より、以下の活動が再開できる。

<屋外ダイニング>

レストランや社交組織（American Legion/ VFW / Elks）は厳格なガイドラインのもと、屋外ダイニングを再開可。1つのテーブルに6人まで。使い捨てまたは消毒可能なメニューを使用。テーブル・椅子を消毒し、毎日スタッフの検温を含むスクリーニングを実施。接客時のマスク着用を義務化。

<https://commerce.maryland.gov/Documents/BusinessResource/Restaurants-bars-COVID-19-Best-Practices.pdf>

<ユーススポーツ活動>

CDCガイドラインに従い接触が限定的な屋外活動に限る。

<https://commerce.maryland.gov/Documents/BusinessResource/Youth-Sports-COVID-19-Best-Practices.pdf>

<ユースデイキャンプ>

10人以下のグループ。キャンプスタッフやキャンパーは症状がでていないかチェックしなくてはならない。

<https://commerce.maryland.gov/Documents/BusinessResource/Youth-Camps-COVID-19-Directives.pdf>

<屋外プール>

厳格なガイドラインのもと最大収容数の25%まで。厳格な物理的距離をとり、消毒も徹底する。利用者はプールに入る前後にサインイン、サインアウト。調子が悪いものは入場できないとの注意書きを貼る。

<https://commerce.maryland.gov/Documents/BusinessResource/Swimming-Pools-COVID-19-Directives.pdf>

<ドライブインシアター>

◎修正された州知事令

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/05/Gatherings-7th-AMENDED-5.27.20.pdf>

・郡・独立市の首長は、今回の措置を含む再開のタイミングについて独自の判断を下すことができる。

◎各郡・独立市の再開状況はこちら

<https://governor.maryland.gov/recovery/>

・鍵となる指標のトレンドが来週まで続けば、ステージ2に移行、非基幹的なビジネスの再開を行うことができる。

・州民はCDCのガイドラインに従い、人混みを避け、テレワークが可能であるなら継続し、屋内の公共空間ではマスクをすること。

◎本日の州知事会見のプレスリリース

<https://governor.maryland.gov/2020/05/27/governor-hogan-announces-resumption-of-outdoor-dining-additional-activities-to-complete-stage-one-of-recovery/>

イ 本日、ホーガン知事は、プリンスジョージズ郡アッパー・マルボロ (Upper Malboro) にあるテーマパーク「シックス・フラッグス・アメリカ (Six Flags America)」に事前予約や医師の診断なしで受検できる新たなドライブスルー検査場を5月29日に設置すると発表しました。すでに発表があったプリンスジョージズ郡クリントン排気ガス検査場のドライブスルー検査場も5月28日から稼働予定であり、州内のドライブスルー検査場は、これで11カ所となります。

◎詳しくはこちら (州知事 HP)

<https://governor.maryland.gov/2020/05/27/governor-hogan-announces-major-covid-19-testing-site-at-six-flags-america/>

#### (4) バージニア州

ア 本日、ノーザム州知事は、フェーズ1への移行を延期していた北部バージニア、アコマック郡、リッチモンド市が5月29日からフェーズ1に移行することを発表しました。これをもってバージニア州全域がフェーズ1に移行したことになります。

◎詳しくはこちら (州知事公式 Twitter)

<https://twitter.com/GovernorVA/status/1265681555969671176>

イ 5月26日、ノーザム知事は、マスク着用の義務化等について発表しました。

#### (主な内容)

●5月29日以降、10歳以上の方は、以下の公共の場に入出入りする時、移動する時及び滞在する時には、常にマスクまたはフェイスカバーを着用しなければならない。

- ・ パーソナルケアおよびグルーミングビジネス
- ・ 食料品店や薬局を含む、基幹的および非基幹的な対面サービス小売業
- ・ 飲食店
- ・ 娯楽施設 (開店が許可された場合)
- ・ 駅、バス停、および州内の公共交通機関 (待合室や集合場所を含む)
- ・ 州や地方自治体の建物や一般の人がサービスを利用するエリア
- ・ 互いに6フィート以内の距離となる可能性がある、または10分以上近接する人々のグループが共有する屋内空間

●ただし、以下は着用義務の対象外となる。

- ・ 飲食店での飲食中
- ・ 運動中
- ・ 2歳未満 (2歳以上の子供には、可能な限りフェイスカバーの着用を強く奨励)
- ・ 聴覚障害者の方とコミュニケーションを取ろうとしており、口元が見えるようにする必要がある場合
- ・ 健康上の理由でフェイスカバーを着用できない場合

●故意の違反は、クラス1軽罪として処罰対象 (未成年者は刑事罰の対象外) となる。

●未成年者に付き添う大人は、2歳から9歳までの未成年者にはフェイスカバーを着用させることを尊重して最善の判断を、10歳から18歳までの未成年者にはフェイスカバーを着用するように促すための合理的な努力をしなければならない。

◎詳しくはこちら (プレスリリース)

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2020/may/headline-857020-en.html>

◎州知事令

<https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-63-and-Order-Of-Public-Health-Emergency-Five---Requirement-To-Wear-Face-Covering-While-Inside-Buildings.pdf>

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(注) 上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

4. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)